

矢作川総合第二期地区

北部幹線併設水路他建物事前調査業務
(豊田市深見町地内他)

現 場 説 明 事 項

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

矢作川総合第二期地区
北部幹線併設水路他建物事前調査業務（豊田市深見町地内他）

1. 一般事項

1) 入札に関する事項について

- (1) この業務の入札の提出は、業務請負契約書案及び、この現場説明事項に記載する条件により東海農政局競争契約入札心得（以下「入札心得」という）に従って行うものとする。
- (2) この業務の入札の提出に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2) 業務請負契約書案について

第4条 関係

契約の保証について

- (1) 落札者は、業務請負契約書案の提出とともに、以下アからオのいずれかの書類を提出しなければならない。ただし、以下アからオのいずれかの書類に代えて、業務完了保証人を付すことができる。

ア 契約保証金に係る保管金領収証書及び保管金提出書

[注] (ア) 保管金領収証書は、「日本銀行岡崎代理店」に契約保証金の金額に相当する金額の金銭を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 保管金領収証書の宛名の欄には、「歳入歳出外現金出納官吏東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所庶務課長 大堀和郎」と記載するよう申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任契約担当官等の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されたときは、契約保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに保管金の払い渡しを求める旨の保管金払渡請求書を提出すること。

イ 契約保証金に代わる担保としての有価証券（利付国債に限る。）に係る政府保管有価証券払込済通知書及び政府保管有価証券提出書

[注] (ア) 政府保管有価証券払込済通知書は、「日本銀行名古屋支店」に契約保証金の金額に相当する金額の利付国債を払い込んで、交付を受けること。

(イ) 政府保管有価証券払込済通知書の宛名の欄には、「東海農政局取扱主任官 会計課課長補佐（主計）坂本雅也」と記載するよう申し込むこと。

(ウ) 請負代金額の変更により契約保証金の金額を変更する場合の取扱いについては、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。

(エ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、政府保管有価証券は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。

なお、違約金の金額が契約保証金の金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

(オ) 受注者は、業務完了後、請負代金額の支払請求書の提出とともに政府保管有価証券払渡請求書を提出すること。

ウ 債務不履行時における損害金の支払を保証する金融機関等の保証に係る保証書

- [注] (ア) 契約保証金の支払の保証ができる者は、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）に規定する金融機関である銀行、信託会社、保険会社、信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用協同組合、農業協同組合、水産業協同組合若しくはその他の貯金の受入れを行う組合（以下「銀行等」という。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「金融機関等」と総称する。）とする。
- (イ) 保証書の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所長 井川 範彦」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 保証債務の内容は、業務請負契約書に基づく債務の不履行による損害金の支払いであること。
- (エ) 保証書上の保証に係る業務の業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、契約保証金の金額以上であること。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (キ) 保証債務履行の請求の有効期間は、保証期間経過後6ヵ月以上確保されるものとする。
- (ク) 請負代金額の変更により契約保証金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合等の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (ケ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、金融機関等から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (コ) 受注者は、銀行等が保証した場合にあたっては業務完了後、分任支出負担行為担当官から保証書（変更契約書がある場合は、変更契約書を含む。）の返還を受け、銀行等に返還するものとする。

エ 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証に係る証券

- [注] (ア) 公共工事履行保証証券とは、保険会社が保証金額を限度として債務の履行を保証する証券である。
- (イ) 公共工事履行保証証券の宛名の欄には「分任支出負担行為担当官東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所長 井川 範彦」と記載するように申し込むこと。
- (ウ) 証券上の主契約の内容として業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (エ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (オ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。
- (カ) 請負代金額を変更する場合又は履行期間を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (キ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保証金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。

オ 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約に係る証券

- [注] (ア) 履行保証保険とは、保険会社が債務不履行時に、保険金を支払うことを約束する保険である。
- (イ) 履行保証保険は、定額てん補方式を申し込むこと。
- (ウ) 保険証券の宛名の欄には、「分任支出負担行為担当官東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所長 井川 範彦」と記載するように申し込むこと。
- (エ) 証券上の契約の内容としての業務名の欄には、業務請負契約書に記載される業務名が記載されるように申し込むこと。
- (オ) 保証金額は、請負代金額の10分の1の金額以上とする。
- (カ) 保証期間は、履行期間を含むものとする。

- (イ) 請負代金額を変更する場合の取扱については、分任支出負担行為担当官の指示に従うこと。
- (カ) 受注者の責に帰すべき事由により契約が解除されれば、保険会社から支払われた保険金は、会計法第29条の10の規定により国庫に帰属する。
- なお、違約金の金額が保証金額を超過している場合は、別途、超過分を徴収する。
- (2) (1) ウの金融機関等の保証に係る保証書、エの公共工事履行保証証券に係る証券又はオの履行保証保険契約に係る証券の提出に代えて、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）であって金融機関等が定め契約担当官等の認める措置を講ずることができる。この場合において、落札者は当該保証書又は証券を提出したものとみなす。
- (3) 当該措置を講ずる場合、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。契約情報及び認証情報は、可能な限り電子契約システムを介して提供する。
- (4) (1) の規定にかかわらず予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の2 第1項第1号の規定により業務請負契約書の作成を省略することができる業務請負契約である場合は、契約の保証を付さなくてもよいものとする。
- 3) 履行期間変更の場合の保証事業会社に対する通知について
前払保証約款第7条の2に基づく履行期間変更の被保証者（発注者）から保証事業会社に対する通知は、受注者が代行して行うものとし、その方法は、履行期間変更に係る業務請負契約書の写しを送付するものとする。
- 4) その他
前払金の保証に係る保証証書の寄託については、原則として、受注者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証明（電磁的記録により発行された保証証書をいう。以下同じ。）を閲覧するために用いる保証契約番号及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該保証契約番号及び認証情報を用いて当該電子証書を閲覧する。保証契約番号及び認証情報は可能な限り電子契約システムを介して提供する。

2. 指示事項

- 1) 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について
- (1) 暴力団員等による不当要求または業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察へ通報を行うとともに、捜査上必要な協力をすること。
- (2) (1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) 発注工事等において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が発生した場合は、発注者と協議を行うこと。

3. 細部事項

- 1) 業務概要
特別仕様書に示すとおり。
- 2) 業務仕様書
共通仕様書及び特別仕様書による。
- 3) 契約に係る事項
別紙1のとおり。
- 4) その他
なし。

(別紙 1)

契 約 に 係 る 事 項

1. 特別仕様書第5条で示している作業内容の業務量の目安は、土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）で定義される職種に換算して、下表のとおり想定している。

項目	業務量	備考
用地調査業務	55.0人	技師（A）換算

なお、上記には打合せに係る人員は含まれていない。その他（打合せ等）の業務量については、土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領を準用し、打合せに係る作業日数は0.5日／回を計上している。

2. 積算体系、積算体系年月、単価期適用年月、歩掛適用年、歩掛名称

本業務における積算体系は「用地調査業務」を適用し、積算体系年月及び単価期適用年月は「令和6年4月」を適用し、歩掛適用年は「令和5年」を適用し、歩掛名称は「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領別記3」を適用する。

3. 旅費計算上の積算基地

本業務の積算基地は、愛知県庁（名古屋市中区）であり、旅行起点は、その最寄り駅である名古屋市営地下鉄「名古屋城」を想定している。

4. 旅費・交通費について

打合せについては公共交通機関を利用することとし、旅行計算上の積算基地の最寄り駅である名古屋市営地下鉄「名古屋城」からJR「安城」までを想定している。また、往復に要する交通費は1,460円（消費税相当分を含んだ金額）を想定している。

現地調査における外業は、自動車（ライトバン：二輪駆動、乗車定員5名、排気量1.5L）とし1日当たりの運転時間は2時間までとして12日（うち豊田市深見町地内は11日、安城市里町地内は1日）利用を想定しており、外業に係る高速道路等利用については豊田市深見町地内までは丸の内インターから長久手インター間及び猿投グリーンロード八草インターから中山インター間の往復、安城市里町地内までは丸の内インターから豊田南インター間の往復を想定している。

また、ETC利用とし、豊田市深見町地内までの往復に要する高速道路等料金は3,310円（消費税相当額を含んだ金額）、安城市里町地内までの往復に要する高速道路料金は2,630円（消費税相当額を含んだ金額）を想定している。

実施場所	時間区分	ライトバン 使用日数	高速道路等利用区間	往復料金 (消費税等含)
豊田市深見町地内	2時間まで	11日	丸の内IC～長久手IC 八草IC～中山IC	3,310円
安城市里町地内	2時間まで	1日	丸の内IC～豊田南IC	2,630円

5. 旅費交通費の算定について

旅費交通費の算定に当たっては、想定される往復移動距離が100km未満であることから、農林水産省所管旅費支給規則等（昭和36年10月30日農水省訓令第59号制定）を踏まえ、日当を計上していない。

6. 打合せについて

打合せの内訳は下表のとおり想定している。

打合せ協議	主任技師	技師A	技師B	備考
着手時前	0.5	0.5	0.5	中間打合せ 1回当たり
中間打合せ	0.5	0.5	0.5	
成果物納入時	0.5	0.5	0.5	

また、中間打合せについては、1回行うことを見込んでいる。